

議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令
議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和41年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(議会事務局長専決事項)</p> <p>第5条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 設計額1億5,000万円以上<u>5億円未満</u>の工事の執行に関すること。</p> <p><u>(8) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) 第4号及び<u>第11号</u>に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(議会事務局総務課総括課長専決事項)</p> <p>第6条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局総務課総括課長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の工事の執行に関すること。</p> <p>(11)～(24) [略]</p> | <p>(議会事務局長専決事項)</p> <p>第5条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 設計額1億5,000万円以上の工事の執行<u>（設計額5億円以上の工事にあつては、軽微な変更に係るものに限る。）及び予定価格の作成</u>に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) 第4号及び<u>第10号</u>に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(議会事務局総務課総括課長専決事項)</p> <p>第6条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局総務課総括課長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の工事の執行<u>及び予定価格の作成</u>に関すること。</p> <p>(11)～(24) [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。